

建築物省エネ法に基づく評価業務規程

平成29年 4月 1日制定
2021年 4月 1日最終改正

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般財団法人建材試験センター（以下「センター」という。）が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第24条に規定する登録建築物エネルギー消費性能評価機関として行う法第24条第1項に規定する建築物のエネルギー消費性能に関する評価（以下単に「評価」という。）の業務（以下「評価業務」という。）の実施について、法第61条第2項において準用する法第53条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

(評価業務実施の基本方針)

第2条 評価業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る技術的助言によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価業務を行う時間及び休日)

第3条 評価業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時00分から午後5時15分までとする。

2 第1項の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く）

3 第1項の評価業務を行う時間及び第2項の休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前にセンターと申請者との間において評価業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地及びその業務区域)

第4条 評価業務を行う性能評価本部の所在地は、埼玉県草加市稲荷5丁目21番20号とする。

2 事務所の業務区域は、日本全域とする。

(評価業務を行う建築物の種類及び範囲)

第5条 センターは、次の各号に定める特殊の構造又は設備を用いる建築物の種類及び範囲について、評価業務を行う。

(1) 評価業務を行う特殊の構造又は設備を用いる建築物の種類は、法第11条第1項に規定する特定建築物及び法第19条第1項各号に規定する行為に係る建築物に関するものとする。ただし、法第18条各号のいずれかに該当する建築物に関するものを除く。

(2) 評価業務を行う特殊の構造又は設備を用いる建築物の範囲は、法第11条第1項に規定する特定建築物及び法第19条第1項各号に規定する行為に係る建築物に関するものとする。ただし、法第18条各号のいずれかに該当する建築物に関するものを除く。

2 前項にかかわらず、エネルギー消費性能の向上に寄与する特殊の構造若しくは設備を設置しないものとして評価する、又は当該特殊の構造または設備よりエネルギー消費性能が低い構造又は設備に置き換えて評価することにより、当該特殊の構造又は設備に関する性能を評価しなくても建築物エネルギー消費性能基準に適合することが確認できる場合にあっては、評価の対象としない。

第2章 評価業務の実施方法

第1節 申請手続き

(評価の申請)

第6条 評価を申請しようとする者は、センターに対し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。)別記様式第30による申請書に、別に定める法に基づく評価業務方法書(以下「業務方法書」という。)に規定する図書(以下「評価用提出図書」という。)を添えたものを提出しなければならないものとする。

2 前項の規定により提出される評価用提出図書を受けるに当たり、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織(センターの使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)の使用又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)によることができる。

3 第1項にかかわらず、センターに評価を申請しようとする者は、申請に先立ち、申請を予定する建築物に係る資料等(以下「事前相談資料等」という。)を用い、センターに事前相談をすることができる。

4 前項の事前相談を受けた場合、センターは、事前相談をする者(以下「事前相談者」という。)からの求めに応じ、評価を申請しようとする建築物が法第23条に規定する認定の対象(以下「大臣認定対象」という。)となるかを、事前相談資料等を用い国土交通省に相談することができる。

- 5 前項の規定により国土交通省に相談した結果、大臣認定対象となることを確認したとき、センターは、事前相談者からの求めに応じ、評価を申請しようとする建築物の事前相談資料等を、大臣認定WGへ提示することができる。

(評価の申請の引受け及び契約)

第7条 センターは、前条の申請があったときは、次の事項について確認し、これを引き受ける。

- (1) 申請に係る建築物が、第5条に定める評価業務を行う範囲に該当するものであること。
 - (2) 評価用提出図書に形式上の不備がないこと。
 - (3) 評価用提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 評価用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
 - (5) 申請内容に明らかな瑕疵がないこと。
- 2 センターは、前項の確認により、評価用提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、引き受けできない理由を説明し、評価用提出図書を返還する。
- 4 第1項により申請を引き受けた場合は、性能評価本部は、承諾の証として受付番号と受付日を申請者に通知する。この場合、申請者とセンターは別に定める「建築物省エネ法に基づく評価業務約款」(以下「業務約款」という。)に基づき契約を締結したものとする。
- 5 申請者が、正当な理由なく、引受承諾書に定める額の料金を業務約款に規定する納入期日までに納入しない場合には、センターは前項の契約を解除し第1項の引受けを取り消すことができる。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第8条 業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 申請者は、センターの請求があるときは、評価業務の遂行に必要な範囲内において、申請に係る追加書類を、双方合意の上定めた期日までに提出しなければならない旨の規定。
- (2) センターは、申請者から(1)の追加書類の提供が行われない場合にあっては、評価業務を中断又は中止することができる旨の規定。
- (3) 申請者は、評価の申請内容に関しセンターが行った評価用提出図書に関する是正事項の指摘に対し、双方合意の上定めた期日までに当該部分の評価用提出図書の修正その他必要な措置をとらなければならない旨の規定。
- (4) 法第24条第2項に定める評価書の交付前までに申請者の都合により申請に係る内容を変更する場合は、申請者は、センターと双方合意の上定めた期日までに、センターに変更部分の評価用提出図書を提出しなければならない旨の規定。かつ、その変更が軽微であるとセンターが認める場合を除き、申請者は、当初の申請内容に係る申請を

取り下げ、別件として改めて評価を申請しなければならない旨の規定。

(5) センターは、評価書を交付し、又は評価書を交付できない旨を通知する期日（以下「業務期日」という。）を定める旨の規定。

(6) センターは、申請者が(1)から(4)までの規定に反した場合には、前号の業務期日を変更することができる旨の規定。

(7) センターは、不可抗力によって、業務期日までに評価書等を交付できない場合には、申請者に対しその理由を明示の上、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる旨の規定。

(8) 申請者が、その理由を明示の上、センターに業務期日の延期を申し出た場合でその理由が正当であるとセンターが認めるときは、センターは業務期日の延期をすることができる旨の規定。

(9) センターは、申請者の責めに帰すべき事由により業務期日までに評価書等を交付することができない場合又は前号の理由が正当でないとセンターが認める場合、申請者にその理由を明示の上、その時点で評価業務を中止することができる旨の規定。

2 前項(4)号において、申請書に係る部分についての変更及び(8)号の業務完了期日の変更にあつては、申請者は変更願書（センターが別に定める様式）をセンターに提出し、センターは変更内容を受理した場合においては、承諾の証として受付日を申請者に通知する。

第2節 評価の実施方法

（評価の実施方法）

第9条 センターは、評価の申請を引き受けた場合は、すみやかに法第64条に定める評価員により評価に係る審査を実施させる。

2 評価員は、業務方法書に基づき、次に定める方法により審査を行う。

(1) 評価用提出図書をもって審査を行う。

(2) 審査を行うに際し、評価用提出図書の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは評価を行うことが困難であると認めるときは、追加の書類を求めて審査を行う。

3 評価員は、審査上必要あるときは、評価用提出図書に関し申請者に説明を求めることができる。

4 センターは、第1項から第3項までの規定により実施した審査の結果を、大臣認定WGに諮り、その結果を踏まえて評価を行う。

（評価書等の交付等）

第10条 センターは、第9条による評価の結果、申請に係る特殊の構造又は設備を用いて建築が行われる建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものであると認めたときは、その結果を施行規則別記様式第31による評価書に記載し、業務方法書に規定する図書を添えて申請者に交付する。

- 2 センターは、第9条による評価の結果、申請に係る特殊の構造又は設備を用いて建築が行われる建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有しないと認めるとき又は同等以上のエネルギー消費性能を有するか否か評価できないときは、その結果及び理由を施行規則別記様式第31による評価書に記載し、業務方法書に規定する図書を添えて申請者に交付する。

(評価の申請の取下げ)

- 第11条 申請者は、申請者の都合により評価書等の交付前に評価の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取下届(別に定める様式)をセンターに提出する。この場合、センターは評価業務を中止し、提出された評価用提出図書を申請者に返却する。

第3章 評価に係る料金

(評価料金の収納)

- 第12条 センターは、評価の申請を引受け、第7条第4項に定める引受承諾書を交付したときは、別表に定める料金一覧表(特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価)に基づく評価料金の請求書を申請者に対して発行する。

- 2 申請者は、前項の評価料金を納入期日までに銀行振込によりセンターに納入する。ただし、緊急を要する場合又は申請者の要望によりセンターが認める場合には別の収納方法によることができる。
- 3 前項において、振り込みにより納入する場合の費用は、申請者の負担とする。

(評価料金を増減額するための要件)

- 第13条 評価料金は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

- (1) 特殊な工法、材料、技術等が採用されており、通常の評価方法によりがたい場合。
- (2) 評価に係る実物等の提供を受け、追加試験、評価その他の方法により審査を行う場合。
- (3) センターの責めに帰すことができない事由により業務期日が延期された場合。

- 2 評価料金は、類似の建築物を複数同時に申請する等審査を効率的に行うことができる場合に減額できるものとする。

(評価料金の返還)

- 第14条 収納した評価料金は、返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により評価業務が実施できなかった場合は、この限りでない。

第4章 評価員

(評価員の選任)

第15条 センターの理事長は、評価業務を実施させるため、法第64条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任する。

2 前項の評価員は、センター職員から選任するほか、センター職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。

(評価員の解任)

第16条 センターの理事長は、評価員が次のいずれかに該当する場合その他その必要があると認めた場合においては、その評価員を解任する。

(1) 個人情報又は秘密の管理に関する義務違反等の職務上の業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。

(3) センター職員から選任した評価員が、退職又は異動等により評価員の職務を遂行することが困難となった場合。

2 センターの理事長は、センター以外の者を委嘱して選任した評価員が次のいずれかに該当する場合には、その評価員を解任することができる。

(1) 評価員の委嘱期間が終了した場合

(2) 評価員から評価員を辞退する旨の申し出があった場合

(評価員の教育)

第17条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年1回以上、センターの行う評価業務に関する研修もしくは評価の審査上必要な情報の周知を行うものとする。

第5章 評価業務に関する公正の確保

(評価業務の実施及び管理の体制)

第18条 センターは、評価業務に従事する職員を、性能評価本部に配置する。

2 センターは、性能評価本部長を法第63条第1項第3号に規定する専任の管理者に任命する。

3 専任の管理者は、評価業務を統括し、評価業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、センターが行うすべての評価について責任を有するものとする。

4 評価員又はセンターの役員若しくは職員以外の者は、評価業務に従事しないものとする。

(評価業務に関する公正の確保)

第19条 センターの役員又は職員(評価員を含む。以下、「役員等」という。)が、評価の申請を自ら行った場合又は代理人として評価の申請を行った場合は、当該建築物に係る

評価を行わないものとする。

- 2 センターの役員等が、評価の申請に係る建築物について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該建築物に係る評価を行わないものとする。
 - (1) 設計に関する業務
 - (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
 - (3) 建設工事に関する業務
 - (4) 工事監理に関する業務
- 3 センターの役員等がセンター以外の法人の役員又は職員（過去2年間に所属していた法人の役員又は職員であった者を含む。）である場合で、その法人が次のいずれかに該当する業務を行った場合、当該役員等は当該申請に係る評価を行わないものとする。
 - (1) 評価の申請を自ら行った場合又は代理人として評価の申請を行った場合
 - (2) 評価の申請に係る建築物について前項(1)から(4)までに掲げる業務を行った場合
- 4 センターは、第1項から前項までに掲げる場合に準ずる場合であって、評価業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある場合は、評価業務を行わないものとする。

第6章 雑則

(秘密保持義務)

第20条 センターの役員等及びこれらの者であった者は、評価業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第21条 センターは、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合は、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(評価業務規程の公開)

第22条 センターは、この規程を評価業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設したセンターのホームページ (<http://www.jtccm.or.jp/>) において公表するものとする。

(財務諸表等の備付け)

第23条 センターは、毎事業年度経過後三カ月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）及び附属明細書並びに事業報告書（次条において「財務諸表等」という。）を作成し、5年間事務所に備える。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第24条 利害関係人は、センターの業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすること

ができる。ただし、(2)又は(4)の請求をするには、1部につき1,100円(消費税10%込み)を支払わなければならない。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、センターが定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - ① センターの使用に係る電子計算機と法61条第2項において準用する法第54条第2項第4号に掲げる請求をした者(以下この条において「請求者」という。)の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - ② 磁気ディスク等をもって情報を記録したものを請求者に交付する方法
 - ③ ①及び②に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存期間)

第25条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第61条第2項において準用する法第55条の帳簿 評価業務の全部を廃止するまで
- (2) 評価用提出図書(是正されたものに限る。)及び評価書の写しその他審査の結果(審査した年月日並びに当該年月日毎に審査を行った評価員の氏名、審査における指摘事項及び当該指摘事項に対する申請者の対応を含む。)を記載した書類 センターが評価業務を廃止するまで(ただし、法第23条の認定が取り消された書類については、取り消されたときから10年間とする。)

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第26条 審査中の評価用提出図書は、審査のため特に必要である場合を除き事務所内の施錠できる室又はロッカー等に保管することとする。

- 2 前条に掲げる帳簿、図書等は、事務所内の施錠できる室又はロッカー等に保存する等確実、かつ秘密の漏れることのない方法で保存する。
- 3 前項の保存は、当該帳簿及び書類を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるときは、これを行うことができるものとする。

(損害賠償保険への加入)

第 27 条 センターは、評価業務に関し支払うことのある損害賠償のための保険契約(てん補限度額が年間 1 億円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの。)を締結するものとする。

(主管部署)

第 28 条 この規程は、性能評価本部が主管する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (平成 30 年 4 月 建試第 30-040 号)

この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (2020 年 3 月 S2020-119 号)

この規程は、2020 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (2021 年 3 月 2020-0786 号)

この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

別表 料金一覧表（第 12 条関係）

（特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価）

（消費税 10%込み）

1. 特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価に係る料金
・申請 1 件につき 1,782,000 円とする。

2. 既に法第 24 条の評価を受けた特殊の構造又は設備を用いる建築物の軽微な変更について、評価を受けようとする場合の料金は、前記 1 の規定にかかわらず、申請 1 件につき 451,000 円とする。

3. その他

（1）次に掲げる場合は、前記 1、2 の規定に係る料金を個別に算定する。

①特殊な工法、材料、技術等が採用されており、通常の評価方法によりがたい場合。

② 評価に係る実物等の提供を受け、追加試験、評価その他の方法により審査を行う場合。

③ センターの責めに帰すことができない事由により業務期日が延期された場合。

④類似の建築物を複数同時に申請する等審査を効率的に行うことができるとセンターが認めた場合。

（2）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（平成28年国土交通省令第80号）第20条第2項の規定に基づき、評価書を再交付するときの料金は、作成に係る実費分の費用を個別に算定する。